主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は補助参加人Cの負担とする。

理 由

上告人補助参加人代理人仁藤一、同菅生浩三の上告理由について。

補助参加人は、独立して上訴の提起その他一切の訴訟行為をなしうるが、補助参加の性質上、当該訴訟状態に照らし被参加人のなしえないような行為はもはやできないものであるから、被参加人(被告・控訴人・上告人)のために定められた控訴申立期間内に限つて控訴の申立をなしうるものと解するを相当とする(最高裁昭和二四年(オ)第三二一号同二五年九月八日第二小法廷判決、民集四巻三五九頁参照)。所論は、これと異る見解を前提とするものであつて、採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九四条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁	判官	藤	田	八	郎
表	判官	池	田		克
表	判官	河	村	大	助
表	判官	奥	野	健	_
裁	判官	Щ	田	作 之	助